○国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に 関する規則

> 平成28年3月4日 規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)の教職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)が、障がいを理由とする差別を解消するための措置(教職員に対して行うものを除く。)に関し、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の 心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び 社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるも ので、本学が行う教育研究その他の活動(以下「教育研究活動」という。)に参加す るものをいう。
 - 二 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような 社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - 三 不当な差別的取扱い 障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本学の教育研究活動について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、若しくは障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することをいう。
 - 四 合理的配慮 障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由 を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であっ て、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負 担を課さないものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第3条 教職員は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別に定める「国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」(以下「留意事項」という。)に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、その業務を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 教職員は、前項の合理的配慮の提供を行うに当たり、留意事項に留意するものとする。

(差別解消の推進体制)

- 第5条 本学に、障がいを理由とする差別の解消(以下「差別解消」という。)を推進するため、次の各号に掲げる責任者等を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 最高管理責任者 学長
 - 二 総括監督責任者 副学長(教育研究企画・評価・高専連携担当)
 - 三 監督責任者 各専攻、基盤共通教育部、各センター及び各課(以下「専攻等」という。)の長(技術支援センターにあっては技術長)
 - 四 監督者 専攻等ごとに当該専攻等の教職員のうちから監督責任者が指名する者 (最高管理責任者)
- 第6条 最高管理責任者は、本学における差別解消の推進及びそのための次に掲げる環境整備等に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に業務を遂行するよう指揮監督するとともに、最終責任を負うものとする。
 - 一 学内施設等のバリアフリー化の促進
 - 二 必要な人材の配置
 - 三 障がい者である学生及び入学希望者に対する受入姿勢・方針の明示
 - 四 情報アクセシビリティの向上のための施策
 - 五 その他差別解消の推進のために必要な措置

(総括監督責任者)

- 第7条 総括監督責任者は、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発 の実施等、本学全体における差別解消の推進に関し、必要な措置を講ずるものとする。 (監督責任者)
- 第8条 監督責任者は、総括監督責任者の指揮監督の下、当該専攻等の監督者に適切な指示を 行うとともに、当該専攻等における差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとす る。

(監督者)

- 第9条 監督者は、当該専攻等の監督責任者を補佐するとともに、当該専攻等における差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
 - 一 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、当該 専攻等の教職員に対して注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認 識を深めさせること。
 - 二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申 出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(問題事案の対処)

- 第10条 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じ、又はそのおそれ(以下 「問題事案」という。)を確認した場合には、速やかに監督責任者に報告する。
- 2 監督責任者は、前項の報告を受けたときは、迅速かつ適切に当該問題事案に対処(監

督者に指示をして対処させることを含む。)するとともに、その内容に応じて当該事案 及びその対処状況を最高管理責任者及び総括監督責任者に報告するものとする。

(相談体制の整備)

- 第11条 教職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じるための相談窓口(次の各号に掲げる窓口等をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。
 - 一 障がい学生支援窓口
 - 二 体育・保健センター
 - 三 学生なんでも相談窓口
 - 四 課程主任、専攻主任、クラス担当教員、アドバイザー教員、指導教員
 - 五 総務部長
- 2 相談窓口は、相談等を受ける場合には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口は、相談等を受けた場合には、必要に応じ、その内容を学生総合支援センター障がい学生支援室に報告する。
- 4 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報 共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 5 最高管理責任者は、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。 (問題事案の防止等のための体制の整備)
- 第12条 問題事案の防止又は解決を図るための措置等に関する重要事項は、当該事案に応じ、次に掲げるいずれかの委員会等において審議する。
 - 一 学生総合支援センター運営会議
 - 二 学生委員会
 - 三 ハラスメント対策委員会
 - 四 学長が設置する第三者委員会
 - 五 その他当該事案に係る業務を所掌する委員会等
- 2 前項の重要事項は、前項各号のいずれかの委員会等の議を経て、最高管理責任者が決 定する。

(研修・啓発)

- 第13条 総括監督責任者は、差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。
 - 新たに教職員となった者に対して障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
 - 二 新たに監督責任者又は監督者に就いた教職員に対して障がいを理由とする差別の解 消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修
 - 三 その他教職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応 するために必要なマニュアルの活用等による意識の啓発

(懲戒処分等)

第14条 教職員が障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもか

かわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人長岡 技術科学大学職員就業規則その他の学内規則に定める懲戒処分に付されることがある。 (事務)

第15条 差別解消の推進に関する事務は、関係各課の協力を得て、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年3月30日規則第9号)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月29日規則第13号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月5日規則第11号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。